

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○ 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 告 示	五八
○ 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件	五八
○ 生活保護法による指定介護機関に係る事業所の所在地を変更した旨 届出があった件	五九
○ 生活保護法による指定介護機関に係る事業者の所在地を変更した旨 届出があった件	五九
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件 公 告	五〇
○ 落札者を決定した件三件	五〇
○ 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	五三
○ 一般競争入札を行う件	五三
○ 肥料の登録の有効期間を更新した件	五三
○ 宅地建物取引業法により公開による聴聞を行う件	五五

## 規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十八日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第六十三号

#### 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第二の一の表福島県営柴宮団地の項中「四十二号棟から」の下に「四十七号棟ま

で、四十八号棟の一号室、二号室、四号室、五号室、八号室、十一号室から十三号室まで、十六号室から二十三号室まで、二十六号室、二十八号室から三十号室まで、三十三号室、三十五号室、三十七号室及び四十号室、四十九号棟から」を、「四十一号棟」の下に「四十八号棟の三号室、六号室、七号室、九号室、十号室、十四号室、十五号室、二十四号室、二十五号室、二十七号室、三十一号室、三十二号室、三十四号室、三十六号室、三十八号室及び三十九号室」を加える。

### 附 則

この規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。

（建築住宅課）

## 告 示

### 福島県告示第六百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年十月十八日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
デイサービス ス福笑庵	福島市丸字 字台一一一	有限会社お ひさま	福島県福島市丸 字富塚一八一	平成二五年 六月一日	通所介護 介護予 防通所介 護
クラブト葉 局笹谷店	同 市北沢 又字成出二 三一一	クラブト株 式会社	東京都千代田区 丸の内一一一	平成二五年 九月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導
ふくしま緩	同 市郷野	医療法人社	宮城県名取市植	同 日	居宅介護

和ケア支援事業所	目字宝来町二一三	団爽秋会	松一一二四		支援事業 介護予 防支援事業
福島中央市民医療生活協同組合とやのクリニック	同 市鳥谷野字宮畑六四一	福島中央市民医療生活協同組合	福島県福島市野田町一一五一一二	平成二二年一月二〇日	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導
あつぷるヘルパーステーション	伊達市霊山町掛田字日向前九八一	有限会社ネットワーク調剤	同 市鎌田字御仮家四九	平成二五年六月一日	訪問介護 介護予 防訪問介護
ホワイト歯科医院	須賀川市東町二七	医療法人昭美会	同 県郡山市大槻町字針生一八四一一三	平成二五年九月一日	居宅療養管理指導 介護予 防居宅療養管理指導
居宅介護支援事業所城のみなみ	白河市道場小路九一一八	株式会社城南	同 県白河市道場小路九一一八	同 日	居宅介護支援事業
特別養護老人ホームユーハイムはなわ	東白川郡塙町大字伊香字中妻二四一一	社会福祉法人誠慈会	同 県東白川郡塙町大字伊香字中妻二四一一	同 日	短期入所生活介護 介護予 防短期入所生活介護
ユーハイム矢祭	同 郡矢祭町大字東館字柳町五二	同	同	同 日	同

福島県告示第六百六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十五年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地		事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
	変更前	変更後		
掛田中央内科指定居宅介護支援事業所（まかせて）	伊達市霊山町掛田字岡三〇一九	伊達市霊山町掛田字中町二六	医療法人掛田中央内科	福島県伊達市霊山町掛田字西裏四八一

（社会福祉課）

福島県告示第六百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から、当該指定に係る事業者の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十五年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称		事業者の主たる事務所の所在地
		変更前	変更後	
ケアサポートせいふう福島	福島市飯坂町中野字御荷越三七一一	株式会社せいふうケア	福島県郡山市小原田四一一	福島県郡山市亀田一一一五一一

公 告

福島県告示第六百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小野町土地改良区から平成二十五年九月十七日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月九日認可した。

平成二十五年十月十八日

福島県知事 佐藤雄平

（農村計画課）

せいふうけア リハビリ・ ホーム飯坂	同	せいふうけア リハビリ・ ホーム飯坂	同
同 市方木田 字本方木田四 八―一	同	同 市方木田 字本方木田四 八―一	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同

（社会福祉課）

公告第319号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム共通基盤構築業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月18日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
福島県情報通信ネットワークシステム共通基盤構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県企画調整部情報統計総室情報政策課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 落札金額  
142,731,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年8月16日

（情報政策課）

公告第320号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県漁業調査指導船建造2501工事について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第

11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月18日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る工事の件名及び数量  
福島県漁業調査指導船建造2501工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
新潟造船株式会社 新潟県新潟市中央区入船町四丁目3776番地
- 5 落札金額  
1,256,633,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年7月2日

（農林総務課）

### 公告第321号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける施設災害復旧（23年災）2501工事藤沼湖地区の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成25年10月18日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
施設災害復旧（23年災）2501工事藤沼湖地区 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年9月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
安藤ハザマ・三栄特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区片平一丁目2番32号
- 5 落札金額  
2,890,650,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成25年6月14日

（農林総務課）

**公告第三百二十二号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十五年十月七日

二 名称

NPO法人ころ未来プロジェクト

三 代表者の氏名

半野 信明

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市泉字堀ノ内八番地の十七

五 定款に記載された目的

この法人は、去る二〇一一年三月一日に発生した東日本大震災に因る福島第一原子力発電所の原発事故で被害を受けた住民に対して、内部被曝及び外部被曝に因る放射線被曝の軽減や適切な処置方法の推進に関する事業を行い、福島将来を担う子どもたち若者達をはじめ、多くの人々の放射線に対する不安を可能な限り取り除き『健康で安心な毎日』を取り戻す事に寄与する事を目的とします。

（文化振興課）

**公告第三百二十三号**

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十五年十月九日

二 名称

特定非営利活動法人福島県構造物調査診断機構

三 代表者の氏名

福舛 透

四 主たる事務所の所在地

福島県郡山市八山田五丁目四百二十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して、まちづくりの推進を図る活動に関する事業を行い、広く市民社会の安全な環境とまちづくりの発展に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

**公告第324号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県民健康管理ファイル作製・交付業務（その2）の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成25年10月18日

福島県知事 佐藤雄平

**1 入札に付する事項**

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 県民健康管理ファイル作製・交付業務（その2）一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成26年3月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者においては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (5) この公告に示した仕様に合致した業務のうち、印刷業務若しくはファイル作製業務又はこれらと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (6) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(5)及び(6)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成25年11月15日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県保健福祉部健康衛生総室県民健康管理課  
電話024-521-8219

**4 契約条項等を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先**

3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、200円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで、平成25年11月14日（木）午後5時までに必着で請求すること。

**5 入札及び開札の日時及び場所**

- (1) 日時 平成25年11月28日（木）午後1時30分
- (2) 場所 福島県自治会館4階病院局会議室（福島市中町8番2号）
- (3) その他 郵便による入札をする場合には、書留郵便により行うものとし、平成25年11月27日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

**6 入札保証金及び契約保証金**

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合にお

いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Outsourcing (the second one) of production and distribution concerning the Citizens' health management files 1set

(2) Time-limit of tender(by hand): 1:30 p.m., 28 November 2013

(3) Time-limit of tender(by mail): 5:00 p.m., 27 November 2013

(4) Contact point for the notice: Citizens Healthcare Management Division, Health & Hygiene Promotion Office, Social Health & Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-8219

(県民健康管理課)

公告第三百二十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

平成二十五年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量 (%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住 所	更新し た登録 の有効 期限	
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量					含有を 許され る有害 成分の 最大量 は、公 定規格 のとお り
			4.6	2.2	1.0					

(農業総合センター)

公告第三百二十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十九条第一項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成二十五年十月十八日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 聴聞の日時  
平成二十五年十一月五日 午後一時三十分
- 二 聴聞の場所  
福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎一階土木総務課分室
- 三 聴聞の内容  
郡山市富久山町久保田字久保田百十八番地株式会社アイルが宅地建物取引業法第六十五条第一項及び第二項の規定に該当するため

(建築指導課)